

議案第 1 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月15日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教育行政の課題に適切に対応するため、図書館の組織を3班体制から4班体制へ、埋蔵文化財センターの組織を2班体制から3班体制へ再編成する。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第17条

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中 「資料班
奉仕班」 を 「資料・情報班
調査・サービス班
企画・支援班」 に改め、同条第3項中「資料班」を「資料・情報班」

に改め、同項第1号中「、視聴覚教育の資料」を削り、「収集」の次に「、整理及び保存」を加え、同項第2号中「図書館資料の分類、配列、保全及び目録の整備」を「特別収蔵庫所蔵資料その他の貴重資料の利用」に改め、同項第3号中「の統計」を「に係る調査及び統計」に改め、同条第4項中「奉仕班」を「調査・サービス班」に改め、同項第1号中「及び貸出し」を「、貸出しその他館内で提供するサービス」に改め、「関すること」の次に「（他班の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第2号中「読書相談並びに参考資料の紹介及び提供」を「調査相談業務」に改め、同項第3号中「の統計」を「に係る調査及び統計」に改め、同条に次の1項を加える。

5 企画・支援班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館運営の企画調整に関すること。
- (2) 図書館の調査及び統計の総括に関すること。
- (3) 非来館型サービスに関すること。
- (4) 読書活動の推進及び県内の他の図書館等の支援に関すること。

第4条第1項中「調査班」を 「調査第1班
調査第2班」 に改め、同条第3項中「調査班」を「調査第1班」に改め、

同項第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号中「に関すること」の次に「（他班の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 調査第2班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 史跡整備に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育行政の課題に適切に対応するため、図書館の組織を3班体制から4班体制へ、埋蔵文化財センターの組織を2班体制から3班体制へ再編成する。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）を次のように改める。

ア 図書館に、総務班 資料・情報班 調査・サービス班 企画・支援班を置く。（第3条関係）

イ 埋蔵文化財センターに、総務班 調査第1班 調査第2班を置く。（第4条関係）

(2) この規則は令和6年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条

5 関係各課との調整状況

図書館及び埋蔵文化財センターと調整済み

6 添付資料

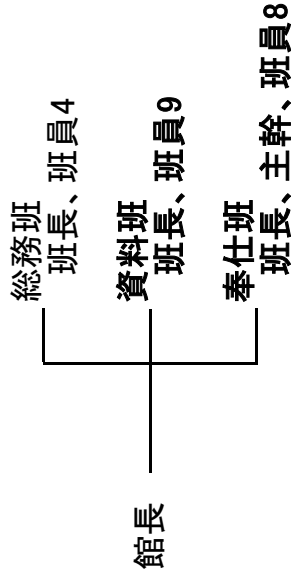
(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

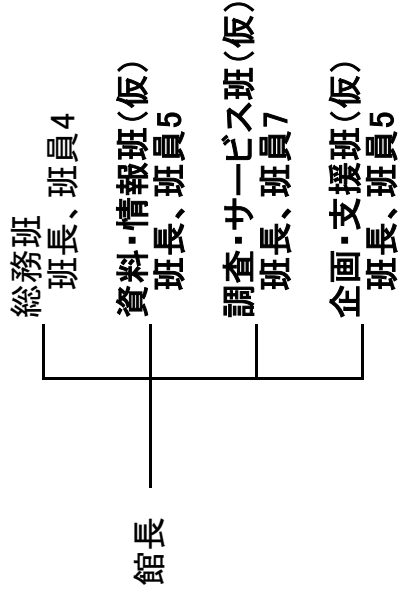
令和5年度

令和6年度(案)

図書館

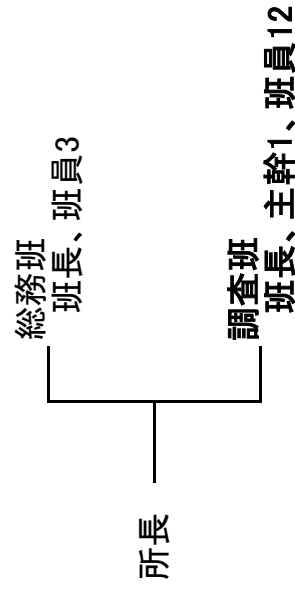


現員 26人
定数 26人

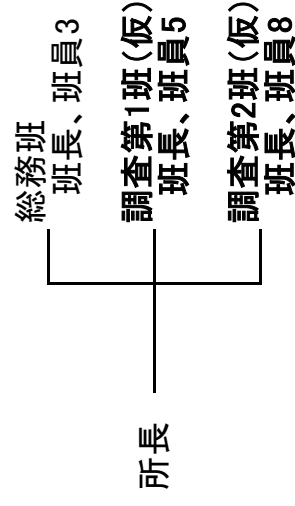


現員 26人
定数 26人

埋蔵文化財センター



現員 19人
定数 19人



現員 20人
定数 20人

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(図書館)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(図書館)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>資料・情報班</u> <u>調査・サービス班</u> <u>企画・支援班</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>資料・情報班</u>の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>図書、記録</u> <u>その他必要な資料</u> (以下「<u>図書館資料</u>」という。)の<u>収集、整理及び保存</u>に関すること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(図書館)</p> <p>第3条 沖縄県立図書館（以下「<u>図書館</u>」という。）に、次の班を置く。 <u>総務班</u> <u>資料班</u> <u>奉仕班</u></p> <p>2 <u>総務班</u>の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>予算、決算</u>その他会計事務に関すること。 (2) <u>公印の管守</u>に関すること。 (3) <u>施設設備の管理</u>に関すること。 (4) <u>職員の服務及び福利厚生</u>に関すること。 (5) <u>図書館協議会</u>に関すること。 (6) <u>他班の所掌に属さない事務</u>に関すること。</p> <p>3 <u>資料班</u>の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>図書、記録、視聴覚教育の資料</u>その他必要な資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）の<u>収集</u> <u>に関すること</u>。</p>

- (2) 特別収蔵庫所蔵資料その他の貴重資料の利用 _____ に関すること。
- (3) 図書館資料に係る調査及び統計に関すること。
- 4 調査・サービス班の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 図書館資料の閲覧、貸出しその他館内で提供するサービスに関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 調査相談業務 _____ に関すること。
- (3) 図書館利用に係る調査及び統計に関すること。
- 5 企画・支援班の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 図書館運営の企画調整に関すること。
- (2) 図書館の調査及び統計の総括に関すること。
- (3) 非来館型サービスに関すること。
- (4) 読書活動の推進及び県内の他の図書館等の支援に関すること。

(埋蔵文化財センター)

第4条 (略)

(略)

調査第1班

調査第2班

2 (略)

- 3 調査第1班の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。

- (2) 図書館資料の分類、配列、保全及び目録の整備に関すること。

- (3) 図書館資料の統計 _____ に関すること。

4 奉仕 _____ 班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の閲覧及び貸出し _____ に関すること _____。

- (2) 読書相談並びに参考資料の紹介及び提供に関すること。

- (3) 図書館利用の統計 _____ に関すること。

(新設)

(埋蔵文化財センター)

第4条 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に、次の班を置く。

総務班

調査班 _____

- 2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 施設設備の管理に関すること。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 発掘調査に要する会計年度任用職員の任用に関すること。
- (6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。
- 3 調査 _____ 班の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること _____。
- (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること _____。

- (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関すること。
- (5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関すること。
- (6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 史跡整備に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- 4 調査第2班の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 史跡整備に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。

第4条の2～第20条（略）

- (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること
- (4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関すること。
- (5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関すること。
- (6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること
- (7) 史跡整備に関すること

(新設)

第4条の2～第20条（略）

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。